

埼葛斎場組合告示第1号

小動物火葬炉使用料及び骨つぼセット実費の徴収業務の委託について

小動物火葬炉使用料及び骨つぼセット実費の徴収業務を令和5年4月1日より、下記のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

埼葛斎場組合管理者
春日部市長 岩谷 一弘

記

- 1 委託先 富山県富山市奥田新町12番3号
株式会社 宮本工業所
- 2 委託期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで